令和８年度　特定機能病院管理者研修事業実施団体公募要領

１　総則

本要領は厚生労働省が特定機能病院管理者研修事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

２　目的

医療法施行規則第９条の 20 の２第１項第 13 号において、特定機能病院の管理者は、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者に定期的に医療に係る安全管理のための研修を受けさせるとともに、自ら定期的に当該研修を受けることとされており、特定機能病院の医療安全確保を図るため、医療安全管理等に精通した管理者、医療安全管理責任者などを養成することを目的とする。

３　事業の実施主体

公募により採択された団体

４　事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和９年３月 31 日まで

５　研修の内容等について

（１）開催回数：年６回程度（受講対象者が、このうち１回参加することを想定）

（２）開催期間：１回当たり１日～２日間程度

（３）受講者数：１回当たり 60 人程度

（４）受講資格：特定機能病院の医療安全管理に携わる（予定も含む。）以下の者とする。（※）

① 管理者

② 医療安全管理責任者

③ 医薬品安全管理責任者

④ 医療機器安全管理責任者

（５）講　　師：講習科目を教授できる大学教授又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

（６）研修内容：別紙の通り。

（７）そ の 他：

① 研修の内容等については、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室と十分に協議を行った上で決定すること。

② 研修については、多くの者が受講できるよう日時を設定するなど、受講者への配慮を行うこと。

③ 研修期間中、専門に利用できる教室、演習室（実習のため）が確保できること。

④ 教室、演習室は採光、換気等が適当であり、学習環境に配慮がされていること。

⑤ 受講者に対し参考となる文献等の教材を配布すること。

⑥　研修実施後は、受講者の意見を把握するとともに研修の効果等を検証し、研修内容・運営方法等の評価を行い、厚生労働省に報告すること。

※　受講資格については、特定機能病院のみならず特定機能病院の承認申請を行おうとする者も対象とする。

６　本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成 12 年 厚生省 労働省 令第６号）の規定によるほか「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

７　応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

（１）本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。

（２）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。

（３）日本に拠点を有していること。

（４）厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

（５）予算決算及び会計令（昭和 22 年４月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

８　応募方法等

（１）企画書の作成及び提出

「令和８年度特定機能病院管理者研修事業応募申込書」（別添１）とともに、以下の項目について具体的に記載した、「令和８年度特定機能病院管理者研修事業企画書」（以下「企画書」という。）を作成し提出すること。

【企画書記載項目】（用紙サイズはＡ４とし、①～④及び⑥の様式は任意とする）

①本事業を実施する組織体制（団体内組織体制、関連する学会等との連携の有無、検討会の構成員など）

②令和８年度における事業計画（実施内容と実施スケジュール（月毎））

③研修内容

・プログラム（担当講師、実習・座学の別も記載のこと）

・研修場所

④研修の周知方法、受講者の募集方法・選定基準

⑤事業に係る費用積算（別添２）

⑥類似業務の実績とその内容

（２）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間 令和８年５月 14 日（木）～令和８年６月２日（火）　※必着

②提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「令和８年度特定機能病院管理者研修事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室

ＴＥＬ：０３－５２５３－１１１１（内線２７６４）

ＦＡＸ：０３－６８１２－７７９６

※ 問い合わせは、

平日の午前９時 30 分から午後５時 30 分（午前 11 時 30 分～午後０時 30 分を除く）とする。

③提出書類及び部数

ア 令和８年度特定機能病院管理者研修事業応募申込書 ・・ １部

イ 令和８年度特定機能病院管理者研修事業企画書 ・・８ 部

ウ 団体経歴（概要）、財務諸表、定款等の応募団体の活動が分かる資料・・２ 部

エ ワーク･ライフ･バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写）・・ １部

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

９　実施団体の選定について

厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「令和８年度特定機能病院管理者研修事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。）

10　本事業に係る対象経費等について

本事業の対象経費については、事業の実施に必要な以下の経費を予定している。

（経　費）職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費

（基準額）12,011 千円